

平成25年度中国地区スポーツ推進委員研修会 参加経費・宿泊等のご案内

拝啓、陽春の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度「平成25年度中国地区スポーツ推進委員研修会」が広島県福山市にて開催される運びとなり、トップツアー(株)広島支店が皆様の宿泊などのお世話をさせて頂くこととなりました。

私ども一同、総力をあげて取り組み、万全の準備をもってご満足いただけますようにご協力させて頂く所存でございます。皆様方のご参加を心よりお待ちしております。

敬具

1. 参加経費（お一人様あたりの経費）

参加費	4,000円（資料代）
情報交換会費	6,000円
宿泊費	5,700円～9,800円

2. 宿泊のご案内

- 1) 宿泊料金は、お一人様当り（1泊朝食付）サービス料・税金を含みます。
- 2) 全て一人部屋利用でのご提供です。二人部屋がご希望の場合はお問い合わせください。
- 3) 室数に限りがあり、ご希望に添えない場合がございます。第2希望までご記入ください。
- 4) 前泊（6/7）・後泊（6/9）の宿泊希望がある方は、所定の欄へご記入ください。前後泊の宿泊料金はお問い合わせ下さい。
- 5) ご希望の宿泊・部屋タイプを申込番号で参加申込書にご記入ください。
- 6) ホテルによっては駐車場が有料になりますのであらかじめご了承ください。

【宿泊設定日：平成25年6月8日（土）】

ホテル名	シングル（1泊朝食）	申込番号
リッチモンドホテル福山駅前	9,800円	A
福山ニューキャッスルホテル	9,500円	B
カンデオホテルズ福山	7,900円	C
ベッセルイン福山駅北口		
ホテルグランティア福山 SPA RESORT	7,500円	D
福山オリエンタルホテル	7,000円	E
福山と～ぶホテル	6,800円	F
福山プラザホテル		
ホテルエリアワン福山		
ベッセルホテル福山	6,200円	G
福山ローズガーデンホテル		
福山ターミナルホテル		
ベネフィットホテル福山	5,700円	H
ホテル1-2-3福山		

3. 昼食について

弁当の斡旋はいたしませんので、近隣の飲食店等でお済ませください。

4. 会場送迎バスについて

当日運行しておりますので、ご希望の方は参加申込書にご記入ください。(無料)

5. 変更、取消について

お申込内容の変更・取消の場合、下記の取消料がかかりますのでご了承ください。
また、ご宿泊当日 12 時までにご支店またはご宿泊施設に取消の連絡がない場合は無連絡不参加として取り扱い、100%の取消料を申し受けます。

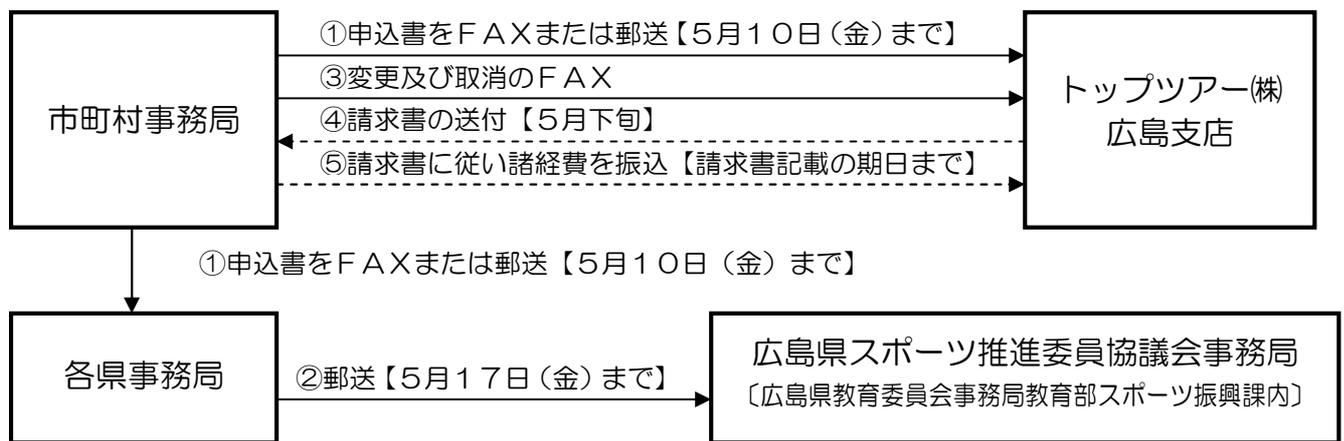
①【宿泊】

取消日	6/1(土)~6/6(木)	6/7(金)	当日	無連絡
取消料	20%	40%	50%	100%

②【参加費・情報交換会】

取消日	6/5(水)まで	6/6(木)~当日
取消料	無 料	100%

6. 申込方法について



① 宿泊の手配は、トップツアー(株)広島支店が企画・実施する募集型企画旅行です。

別紙詳しい旅行条件をご確認の上、お申し込みください。

参加費、情報交換会費は旅行契約にあたりません。

②別紙参加申込書を各県事務局とトップツアー(株)広島支店の2箇所へ5月10日(金)までにFAXまたは郵送してください。

③各県事務局は「広島県スポーツ推進委員協議会事務局(広島県教育委員会事務局教育部スポーツ振興課内)」に5月17日(金)までに郵送してください。

④変更・取消については、直接トップツアー(株)広島支店にご連絡ください。電話での変更・取消はトラブル防止のため受付いたしません。必ずFAXをお願いします。

⑤参加券・宿泊券・情報交換会参加券・請求書等を、5月下旬に市町村事務局に送付いたします。

⑥請求金額は請求書記載の期日までにお振込ください。なお、振込手数料はお客様ご自身でご負担をお願いします。

取消料につきましては、規定の取消料を差し引いた金額を大会終了後ご返金致します。返金の際には振込手数料を差し引いた金額とさせていただきますのでご了承ください。

【旅行企画・実施・お問合せ先】

トップツアー(株)広島支店 『平成25年度中国地区スポーツ推進委員研修会』係
〒730-0035 広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル6階
TEL: 082-545-1090 / FAX: 082-542-1333
営業時間: 9:00~17:40(平日) / 9:00~12:15(土曜日)(日曜祝日は休業)
担当: 西村 信二・村上 泰弘・宮本 理華

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。

この旅行はトップツアー株式会社広島支店（広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル6階／観光庁長官登録旅行業第38号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2) 所定の申込書によりお申込みください。(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「参加経費・宿泊等のご案内」『6. 申込方法について』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

「参加経費・宿泊等のご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「参加経費・宿泊等のご案内」『5. 変更、取消について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

- (2) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰りにあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任および免責事項

- (1) 当社は、当社または手配代理者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して

通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8、旅程保証

(1) 当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類または名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

(1) お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

(1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。ほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内、及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、

予め電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。(2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、または個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
(2) この旅行条件・旅行代金は2013年4月1日現在を基準としております。

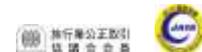
(H24.5版)

●お申込み・お問い合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第38号

トップツアー株式会社 広島支店

広島市中区本通6-11
明治安田生命広島本通ビル6階



電話番号 082-545-1090 FAX 番号 082-542-1333
営業時間 (平日)9:00～17:40 (土)9:00～12:20

(日・祝日は休業)

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員
総合旅行業務取扱管理者： 神田道則

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

中四国 2013-0020 号